

地方公務員の過労死等に係る公務災害認定請求に関する書類等の調査研究に向けた活用について

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター

<研究の背景>

現在、日本では過労死等が大きな社会問題となっています。これまでも国は過労死等の防止に向けて、時間外労働時間の基準を定めたり、長時間労働者への面接を義務づけたりするなどの対策を実施してきました。平成 26 年 11 月には過労死等防止対策推進法が施行され、過労死等の防止への更なる取り組みが進んでいます。

この法律では、過労死等の防止のための調査研究を行うことが目的の一つになっています。この目的を達成するために、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下、「当研究所」という。）に過労死等防止調査研究センターが同年 11 月に設置されました（<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/overwork.html>）。

<研究の目的>

過去 10 年間における地方公務員の公務災害の受理件数は、脳・心臓疾患は 24 件から 61 件の間で、精神疾患・自殺は年度によって増減があるものの、年間 50 件以上が認定され中期的には増加傾向です。過労死等防止調査研究センターで行う本研究では、平成 22 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に認定された脳・心臓疾患及び精神疾患・自殺の公務災害認定事案及び平成 27 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間に認定されなかった公務外事案を収集・分析し、過労死等の防止に向けた研究を行うことを目的としています。なお、国家公務員の過労死等に関わる公務災害事案に関しては本研究では対象としておりません。

<研究の方法>

地方公務員の過労死等に係る公務災害認定請求に関する書類は総務省を通じて当研究所に提供されます。この関係書類に含まれる情報は、外部に接続されていないコンピュータにデータ（文字や数字）として入力されます。複数の事案をまとめることによって、大きなデータの集合体（以下、「データベース」という。）が作られます。データベースでは、公務職場名や事業場の名称等、個人や勤務している自治体が特定できるような情報を記号等に置き換えます。こうすることで、どの公務員の、どこの職場の事案かが分からなくなります。このような処理を経てから、集計や分析を行います。

<倫理的配慮>

本研究は当研究所の研究倫理審査委員会によって審査され、承認されています(通知番号H2821、H2905、H3028、2019N26、2020N19、2021N27、2022N03、2023N07、2024N08)。複写された関係書類は当研究所のカギのかかる部屋に保管され、外部への持ち出しは禁止されています。この部屋は許された者しか入室できないようになっています。本研究で作成したデータベースは総務省に提供され将来の研究に引き継がれる可能性はありますが、その他にデータが研究目的以外には使用されることはありません。

<研究成果の活用>

個人情報や事業場の情報を含めずに、集団(大人数)の結果としてまとめた研究成果は、総務省に報告するとともに、インターネット、雑誌、学術集会、学術専門誌等に公表されます。

<ご自身又はご家族の事案が本研究に使われている可能性のある場合>

ご自身又はご家族の過労死等の公務災害の事案が本研究に使われている可能性があつて、そのような使用をご了承されない場合には、以下まで遠慮なくご連絡下さい。

ご連絡いただいた方が公務災害認定請求人であることを確認させていただいてから、該当する事案をデータベースから削除いたします。なお、このようなご請求をされても、何ら不利な取扱いを受けることはありません。

ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡下さるよう、お願い申し上げます。

連絡先

〒214-8585 川崎市多摩区長尾 6-21-1
独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター

電話:044-865-6111(代表番号) 内線:238~241

ファクス:044-871-8267

電子メール:rousaijian@h.jniosh.johas.go.jp